

# 児童家庭支援センターの活用

## 現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
  - ①地域・家庭からの相談対応 ②市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
  - ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導 ④里親等への支援 ⑤関係機関との連携・連絡調整

### 【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

## 課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。



## 施策の方向性

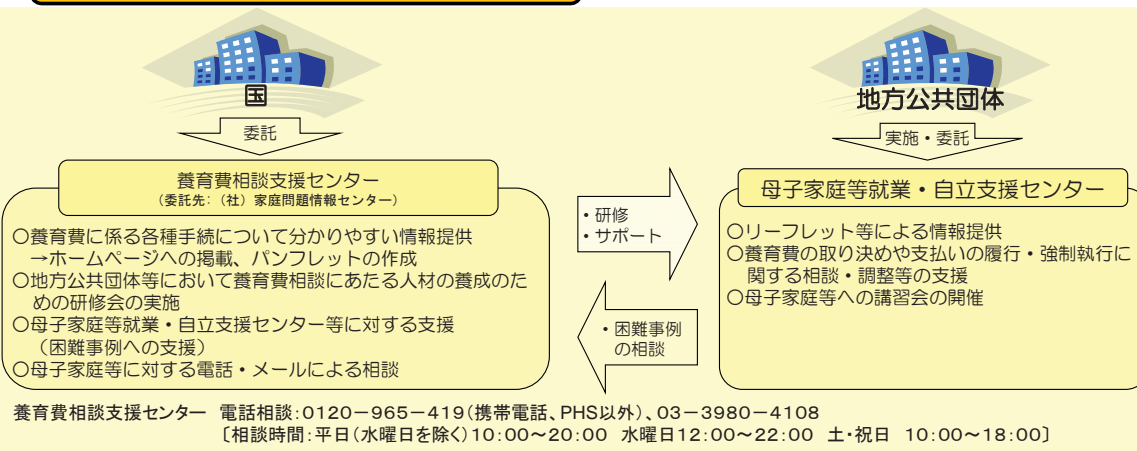
- 児童家庭支援センターの相談体制の強化について、「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」での議論を踏まえ、検討。

# 養育費の相談支援の強化

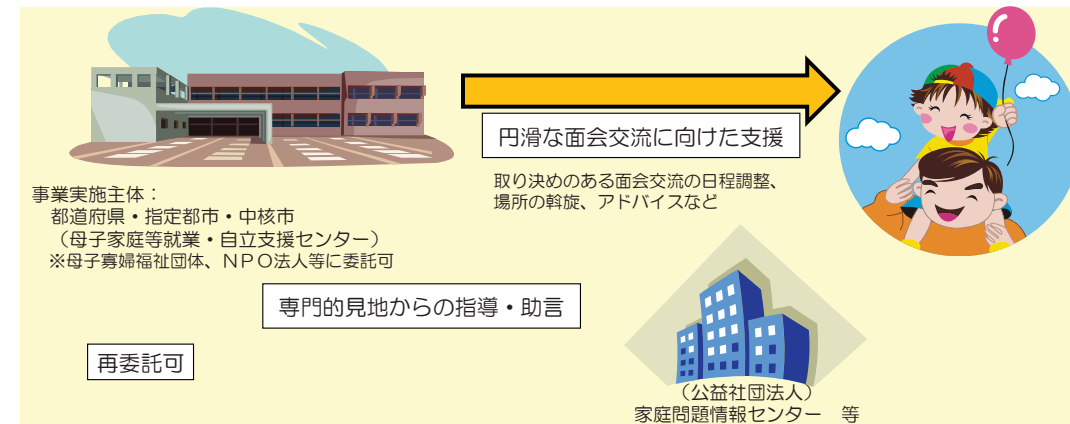
## 現状

- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。
- 面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

### 養育費相談支援センター事業



### 面会交流支援事業



## 課題

- 養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。
- 面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

## 施策の方向性

- 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援する。
- 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

# パンフレット・合意書ひな形の作成 及び離婚届書との同時交付等

## 概要

- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット<sup>(注)</sup>と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。
  - これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。
- (注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）をわかりやすく記載する。
- ※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。
  - ※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

## これまでの取組

- 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第766条第1項）。
  - 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。
- ・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち<sup>(注)</sup>。
  - ・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～	H24.6	49%	H25.4	～	H25.6	59%	H26.4	～	H26.6	61%
H24.7	～	H24.9	55%	H25.7	～	H25.9	60%	H26.7	～	H26.9	61%
H24.10	～	H24.12	58%	H25.10	～	H25.12	61%	H26.10	～	H26.12	62%
H25.1	～	H25.3	60%	H26.1	～	H26.3	62%	H27.1	～	H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

# 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正 (中期的課題)

## 概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

## これまでの取組

平成15年の民事執行法改正の内容

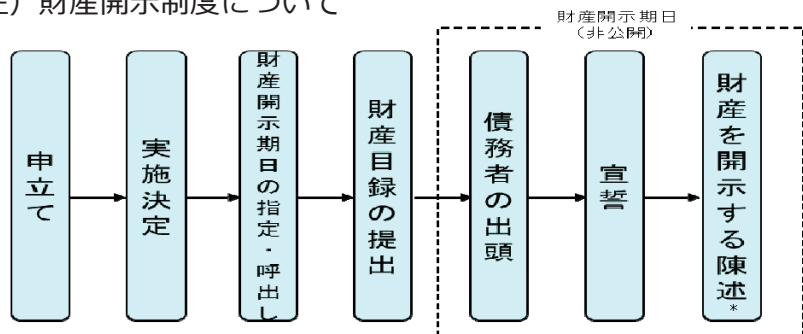
- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることはできないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度（注）が創設された。

- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。



養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



## 財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (新受件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地裁総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

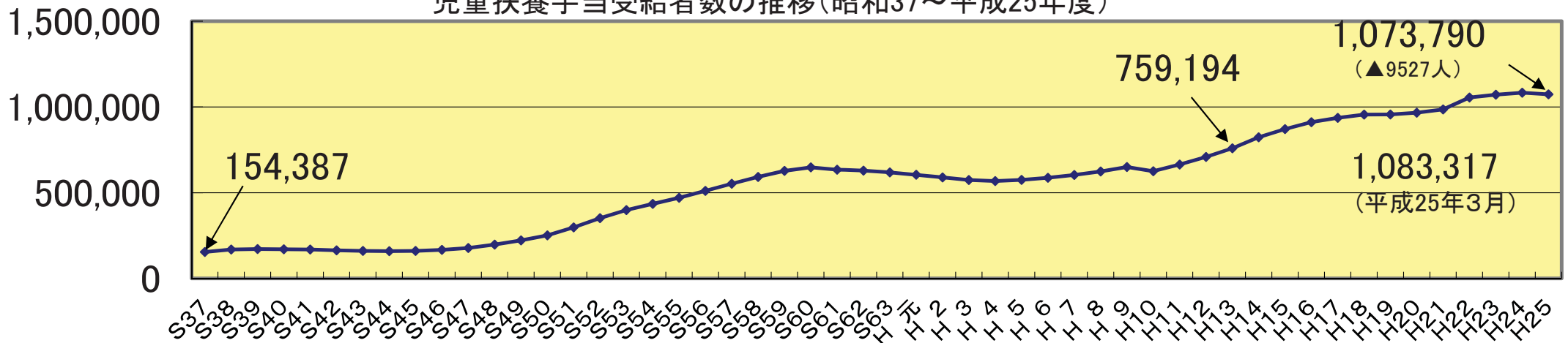
- \* 虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
- ・ 申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

# 児童扶養手当に関する検討

## 現状

- 【支給対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）
- 【手当月額】 児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで  
児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算
- 【所得制限】 本人：全部支給（2人世帯）130万円 一部支給（2人世帯）365万円  
扶養義務者（注）（6人世帯）610万円 （注）生計を同じくする祖父母など

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成25年度)



## 課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。



## 施策の方向性

○ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

## 現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学に必要な費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。  
（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

### 貸付金の種類（計12種類）

#### 【子供の進学に要する資金】

修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金

#### 【生活のための資金】 生活資金

#### 【親の就業等に関する資金】

技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金

#### 【その他生活に関連する資金】

医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

### 貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
- ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）

※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付  
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

## 課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



## 施策の方向性

- 貸付金の利率のあり方等を検討